

## 第 27 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 2 月 10 日  
場 所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分  
閉 会 時 刻 午前 10 時 00 分

<p>1 開会の辞 事務局長(小高秀之)</p>	<p>それでは、第 27 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 27 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、第 27 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2 番議席伊藤幸子委員と、3 番議席中村進也委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第 2) 議長</p>	<p>それでは、報告第 49 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 2 報告第 49 号</p>

<p>(日程第3)</p>	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、1件、1筆、面積370㎡であることを報告します。</p>
	<p>議長 報告第49号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。</p>
	<p>議長 議案第154号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 日程第3 議案第154号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和7年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p>	

	<p>中間管理機構分が、21 件、42 筆、総面積 50,337.00 m<sup>2</sup>であることを報告します。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、期間を決めた利用権の設定です。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第 154 号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、1 名の委員の案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第 4)	<p>議長 続きまして、議案第 155 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 4 議案第 155 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求めます。令和 7 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の 3 条所有権移転の申請は、4 件、5 筆、面積 5,690 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;65 番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。 譲受人である員弁町北金井の■■■■が、員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、258 m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;66 番案件&gt;の申請地は、大安町門前地内の田です。</p>

	<p>大安町門前の [ ] が、四日市市の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆、4,688 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;67 番案件&gt;の申請地は北勢町麻生田地内の田です。</p> <p>譲受人である員弁町上笠田の [ ] が員弁町上笠田の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆 444 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;68 番案件&gt;の申請地は、大安町門前地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町門前の [ ] が、名張市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆 300 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上所有権 4 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 155 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第 5) 議長 続きまして、議案第 156 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 5 議案第 156 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分) 次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1 件、2 筆で 230 m<sup>2</sup> です。</p>
--	--

	<p>&lt;4 番案件&gt;の申請地は、大安町平塚の畑です。農地区分は、2 種農地です。</p> <p>転用計画としては、大安町平塚の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆、230 m<sup>2</sup>を乗用車及び農機具用車庫用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地は整地のみを行います。取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。</p> <p>以上 4 条 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、2 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第 156 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 156 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>(日程第 6) 議長 続きます、議案第 157 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 158 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>(日程第 7) 事務局の説明を求めます。</p>
--	---

事務局

日程第 6 議案第 157 号

農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長  
伊藤 和雄

今回の申請は、9 件、25 筆で 11,910 m<sup>2</sup>です。

<67 番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、北九州市の [ ] が北勢町下平地の [ ] が所有する議案書に記載の 4 筆、855 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<68 番案件>の申請地は、北勢町下平地の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、北九州市の [ ] が北勢町下平地の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,209 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<69 番案件>の申請地は、北勢町下平地の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、北九州市の [ ] が北勢町下平地の [ ] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,401 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<70 番案件>の申請地は、北勢町下平地の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、北九州市の [ ] が北勢町下平地の [ ] が所有する議案書に記載の 6 筆、1,114 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<71 番案件>の申請地は、北勢町下平地の畑です。農地区分は、2

種農地です。

転用計画としては、北九州市の [ ] が北勢町下平の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,408 m<sup>2</sup> を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<72 番案件>の申請地は、員弁町松之木の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、員弁町松之木の [ ] が員弁町松之木の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、244 m<sup>2</sup> を隣接介護グループホームの駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

以前から駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地し、周囲をフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止しています。

取水排水は利用しません。雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<73 番案件>の申請地は、大安町石樽北山の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大阪市の [ ] が大安町石樽北山の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、770 m<sup>2</sup> を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<74 番案件>の申請地は、大安町石樽東の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、桑名市の [ ] が桑名市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、954 m<sup>2</sup> を集合住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土工事を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<75 番案件>の申請地は、員弁町宇野の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、桑名市の [ ] が員弁町宇野の [ ] が所有する議案書に記載の 6 筆、3,955 m<sup>2</sup> を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲を法面養生及び周囲に側溝を整備し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は利用しません。雨水は集水後、整備した側溝に放流します。

なお、この案件は 3000 m<sup>2</sup>を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

続きまして、日程第 7 議案第 158 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和 7 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長  
伊藤 和雄

今回の申請は、2 件、2 筆で、406 m<sup>2</sup>です。

<23 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。農地区分は、1 種農地です。

転用計画としては、東員町の■■■■が員弁町大泉新田の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、296 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、雨水浸透柵を設置し自然浸透にて処理します。

<24 番案件>は、大安町門前の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、大安町石樽東の■■■■が大安町門前の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、110 m<sup>2</sup>を隣接宅地と併せて 246 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は 30 センチ程度の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、南側の道路側溝へ放流します。

以上 5 条所有権移転 9 件、使用貸借権 2 件の計 11 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

	<p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましても、2月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第157号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9件、議案第158号「農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	<p>議長 ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第157号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第158号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
<p>(日程第8)</p>	<p>議長 続きまして、議案第159号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第8 議案第159号 非農地証明願承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和7年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>

	<p>今回の申請は 4 件、4 筆、759 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;43 番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は員弁町北金井の [ ] で、昭和 56 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;44 番案件&gt;申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は員弁町笠田新田の [ ] で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;45 番案件&gt;申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は名古屋市の [ ] で、平成 16 年以前から工場に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;46 番案件&gt;申請地は、藤原町長尾地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は名古屋市の [ ] で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 4 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 159 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>5 その他 議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
--	---

	事務局	今回、地域計画の地図も送付させていただきました。また、委員さんからご意見がありましたら、農業委員会事務局あるいは農業振興課までお願いいたします。
	議長	<p>次回は、3月3日午前9時から現地調査、12番議席近藤秀樹委員と13番議席片岡節男委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、3月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>それでは、これをもちまして第27回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
【午前10時00分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
議長 伊藤 和雄

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_